

認可行政庁と中小企業組合との関係について

法律に基づいて設立された組合と認可行政庁の間には、中小企業等協同組合法（以下中協法という。）など、法令等の規定により次のような関係が生じます。

- (1) 決算関係書類等の提出義務
- (2) 役員変更届書の提出義務
- (3) 定款変更の認可
- (4) 総会の決議による組合解散の届出義務
- (5) 合併の認可
- (6) 認可行政庁からの業務改善又は組合の解散命令 など



これらのうち、(1) 決算関係書類等の提出、(2) 役員変更届書の提出、(3) 定款変更の認可、(4) 解散の届出 について説明しておきます。

その他につきましては、本会又は認可を受けた行政庁にお尋ねください。